

# 経済建設常任委員会 行政視察報告書

## 1. 視察期間

令和2年2月17日（月）から2月19日（水）まで

## 2. 視察地

- (1) 静岡県 焼津市「環状交差点改良事業について」
- (2) 大阪府 茨木市「産業振興ビジョンについて」
- (3) 大阪府 東大阪市「中小企業振興条例について」

### 環状交差点改良事業について（焼津市）

## 1. 視察事項（視察地）及び選定理由

焼津市では、通勤時間帯を中心に交通量が多く、信号機のない見通しの良い交差点において、出会い頭による人身事故がたびたび発生していた。そのような中、自治会から交差点の安全対策の要望があり、検討の結果、信号機に頼らず交差点事故の抑止効果があるとされているラウンドアバウトの社会実験を実施し、安全性が確認されたことから、交差点をラウンドアバウトとして整備している。

本市においても、交差点において増加する交通事故の抑止を図るべく、交差点における出会い頭の事故などに有効な対策となり得る「環状交差点（ラウンドアバウト）」の構造について、先進地である焼津市を視察先として選定した。

## 2. 視察報告

### (1) 焼津市の概要

焼津市は静岡県の中央部に位置し、北は遠く世界遺産の富士山を望み、高草山、花沢山などの丘陵部を境に県都静岡市に接し、東に駿河湾を臨み、西南は一面に広がる大井川流域の志太平野で、西に藤枝市、大井川を挟んで吉田町と島田市に接している。

東京へ約193km、名古屋へ約173kmの地点にあり、その玄関口としてJR東海道本線に「焼津」と「西焼津」の2駅、東名高速道路に「焼津IC」と「大井川焼津藤枝スマートIC」がある。

また、富士山静岡空港からは、市域のほとんどが20km圏内に位置するなど、交通の利便性にも優れている。

人口：139,594人・世帯数：57,275世帯・総面積：70.31km<sup>2</sup>

### (2) 環状交差点（ラウンドアバウト）の概要について

#### ①環状交差点（ラウンドアバウト）とは

“環道（かんどう）”を通行する車両が優先される交差点のことをいう。

道路交通法第4条第3項では、車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であって、

道路標識等により車両が当該部分を右回り（時計回り）に通行すべきことが指定されているものとされている。

また、適用条件として、総交通量が「10,000台/日」未満であることが望ましい。

## ②特徴

○道路構造による速度抑止効果： 交差点の中央に円形の中央島を設けるため、車両は交差点を直進通行することができない。（環道を屈曲して通行）。

交差点に進入する時は、合流形態のため、出会い頭事故は生じ得ない。

信号交差点で多発している右折時の事故が発生しない。

○車両同士が接触する角度が浅い： 「環状進入車両」と「環道通行車両」が接触しても、角度が浅く走行速度も低速のため、万一交通事故が発生しても重大事故になる可能性が低い。

○円滑性： 信号停止による待ち時間の削減

○災害等でも停電時でも安全に機能

## ③メリット

○交差点部の安全性の向上を図るため、交差点への進入速度が抑止され、正面衝突が生じ得ないことから、環状交差点内で出会い頭事故が発生したとしても、重大事故につながる可能性は少ない。

○信号交差点では、赤表示の時間中に交差方向の車両の通行がなくても青表示となるまで待機する必要があるが、ラウンドアバウトは交差点内に通行車両がなければ、交差点にいつでも流入できる。

○交差点において、信号機の設置が不要である。

○災害時や停電時において、安全な交差点の通行が可能。

## ④デメリット

○環状交差点部分の用地取得が必要となる。

○国内では設置事例が少ないことから、ラウンドアバウトの通行方法が一般的に認知されていないため、運転者が通行方法に慣れていない。

## (3) 所感

焼津市では、増加する交通事故の抑止を図るべく環状交差点（ラウンドアバウト）を整備しており、車両の交差点への進入速度の低下による安全性や、信号交差点と比べて待ち時間が減少したことによる円滑性が向上し、一定の効果が出ていることがわかった。

また、ほかにも交通事故対策として、交差点事故多発箇所のカラー舗装化や自発光式道

路鎮設置などを実施している。

本市においても、今後整備される道路や交差点において、交通の状況や地域の実態に即した交通安全対策を実施していく必要があると感じた。



担当部署より説明を受ける



焼津市役所アトレ庁舎前

## 産業振興ビジョンについて（茨木市）

### 1. 視察事項（視察地）及び選定理由

茨木市では、状況変化に対応しつつ、茨木市の特性を活かした産業の発展を目指すため、概ね10年先を見据えた、産業振興の方向性、重点取組、協力・連携体制をまとめた産業振興ビジョンを策定している。

本市においても、市内事業者の活力向上や、藤岡インターチェンジ西産業団地が令和2年度末から分譲開始予定であることから、今後の産業振興への取組の参考にするため、先進地である茨木市を視察先として選定した。

### 2. 視察報告

#### （1）茨木市の概要

茨木市は、淀川の北、大阪府の北部に位置し、北は京都府亀岡市、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能郡豊能町に接しており、東西10.07km、南北17.05km、面積76.49km<sup>2</sup>を有している。

明治以降、三島郡の行政・経済・文化・教育の中心地で、豊かな米作地であったが、他方、大阪市の衛星都市として成長し、商工業は、旧三島郡を経済圏として発達してきた。

近年では、彩都中部地区において大規模物流施設、さらに平成29年11月には、松下町に西日本最大級の物流ターミナルである関西ゲートウェイが開所された。

また、彩都の西部地区は、ライフサイエンスパークとして研究開発施設が集積され、大阪北部地域におけるバイオクラスター形成の中核を担うエリアとして発展している。

人口：280,562人・世帯数：123,137世帯・総面積：76.49km<sup>2</sup>

#### （2）産業振興ビジョンの概要について

##### ①策定の背景

茨木市は市制施行後、軽工業を中心に企業の誘致に努めていた。しかしながら近年は、製造業などの事業所の市外への移転や閉鎖によってできた跡地に住宅や商業施設が立地するなど、市内における産業構造や土地利用の状況に変化が現れてきた。

そこで、このような状況の変化に対応しつつ、本市の特性や強みを活かして、市内産業の継続的な発展の指針となる「産業振興ビジョン」を策定することになった。

##### ②目的と役割

産業振興ビジョンでは、おおよそ10年先の将来をイメージして「茨木の産業がどのように発展していればいいのか」、あるいは「どうすれば茨木が活気にあふれたまちになっているのか」を明らかにし、そのためには「茨木に関わる人たちがこれからどのようなことをしていくべきなのか」という方向性を示している。

これを機会に、市内で活動する人が連携して、チャレンジする人や企業を応援する、あるいは、地域で暮らしを支えあう、そのような関係づくりを進め、暮らして楽しい、働いて楽しい、学んで楽しい、夢のあるまちにすることが目標である。

③前期アクションプラン：平成22年度策定（3～5年間の行動計画）

○中小製造業等に対する巡回の強化とプロジェクト化のサポート

- ・市内企業を訪問し、経営課題やニーズの聴き取り支援制度の紹介等を行うとともに、事業者に応じた支援を行う。
- ・訪問は、職員と中小企業経営アドバイザー（中小企業診断士）で実施。
- ・年間100件程度を目標に実施。

○ビジネス交流会の充実

- ・経営者等が互いに刺激を受け、新しい知見を得ることで、企業間交流・連携につなげることをめざす。
- ・セミナーと交流会の2部構成で実施。

○民間の自発的な取組を誘致する仕組みの整備（プロジェクト創出会議）

- ・まちの活性化に向けたアイデア・企画を持つ事業者や市民が出会う場の提供。
- ・アイデアの提案や新たな企画の立ち上げ、参加者間の連携強化等を促進する。

○提案公募事業の創設

- ・プロジェクト創出会議から生まれた取組など、民間主体の産業活性化につながる取組の初動を支援（提案公募型）

○茨木ブランドの創出と発信

- ・市内の飲食店およびサツマイモを使った商品のPRを目的としたイベントの実施。

④後期アクションプラン：平成27年度策定（計画期間：H28～R2）

○一人ひとりのチャレンジ（企業・創業）を応援する切れ目のない支援。

○市内事業者の人材育成への支援

○連携を生み、育てるための仕組みの整備・強化

○産学連携に取り組みやすい環境づくり

⑤今後に向けて

○近年の産業に関わる環境変化

- ・市内の状況：中心市街地活性化基本計画の認定  
駅前再開発、市民会館跡地活用の推進・新施設の建設  
大規模事業所の移転・進出等
- ・産業の動向：働き方改革の推進、生産性向上に向けた取組  
地域未来投資促進法、小規模事業者支援法の改正  
大規模災害への対応



- ・今後の産業振興の方向性の検討が必要
- ・現在、市内産業の分析と現況調査を実施中

### (3) 所感

茨木市では、成長をめざす事業者の活力向上、市民の快適な暮らしや地域社会を支える機能の充実、産業を活性化させる基盤づくりなど、10年先を見据えた産業振興ビジョンを策定している。また、創業支援に関する様々な補助制度や女性向け、学生向けの起業セミナーなどを実施し、市内事業者の人材育成に力を入れている。

産学連携の取組も支援し、事業者と大学との交流の場を設定することでお互いのニーズ・シーズを把握することで、産学連携の推進を図っている。

本市においても、まちのにぎわいを創出するために市内業者の成長支援や創業支援など、事業者を積極的に応援する仕組みづくりが必要であると感じた。



担当部署より説明を受ける



茨木市役所前

## 中小企業振興条例について（東大阪市）

### 1. 視察事項（視察地）及び選定理由

東大阪市には熟練の技術を引き継ぐモノづくり企業や、まちのにぎわいを創出する小売・サービス業、関西圏における一大物流拠点など、多種多様な中小企業が立地している。

これら中小企業の振興を市政の重要な柱として位置づけるとともに、地域経済を活性化させ、市民生活の向上のため中小企業振興条例を制定した。

本市においても、中小企業は地域経済を支える重要な基盤であると考え、先進地である東大阪市を視察先として選定した。

### 2. 視察報告

#### (1) 東大阪市の概要

東大阪市は大阪府、河内平野のほぼ中央部に位置し、西は大阪市、北は大東市、南は八尾市、東は生駒山地で奈良県と境を接している。

地形は東西11.2km、南北7.9km、生駒山陵地を背に海拔5～6mの平野部が西へ開け、地盤のやわらかい低地帯にある。

市内には26の鉄道駅を有し、そのほとんどの駅から梅田やなんばなど大阪市の中心部へおよそ30分以内、関西圏の各主要都市へ1時間程度で移動できるなど、非常に便利な鉄道が発達している。

道路交通としては、大阪都市圏の主要ネットワークを構成する道路である大阪中央環状線、築港牧岡線が市中央部にて交差しており、それぞれ南北方向、東西方向の広域的な幹線道路として利用されている。

人口：495,180人・世帯数：228,862世帯・総面積：61.78km<sup>2</sup>

#### (2) 中小企業振興条例の概要について

##### ① 中小企業は地域経済の主役

東大阪市における中小企業は、全事業所数の99%。

東大阪市には熟練の技術を引き継ぐモノづくり企業や、まちのにぎわいを創出する小売・サービス業、関西圏における一大物流拠点など、多種多様な中小企業が立地している。

これらの中小企業は地域経済を支える東大阪市の重要な存在基盤であるとともに、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源である。

中小企業の振興を市政の重要な柱として位置づけるとともに、地域経済を活性化させ、市民生活の向上のため中小企業振興条例を制定した。

##### ② 中小企業振興のための施策

1. 産業集積の活性化及びネットワークの強化
2. 住工共生のまちづくり
3. 販路拡大

4. 経営資源の強化
5. 人材の育成・事業継承
6. 資金調達の円滑化
7. 創造的な事業活動の促進
8. グローバル化
9. 労働環境の整備
10. 情報発信

### ③各主体の役割

- 中小企業：経営基盤の強化、雇用の確保、人材育成、従業員の福利厚生の充実、地域社会への貢献、振興施策の積極的な活用
- 大企業：中小企業への理解と共存共栄、地域社会への貢献、振興施策の推進に協力
- 市：中小企業振興のための調査、協働の推進、中小企業振興施策の実施、必要な財政措置、国・府との連携、中小企業の受注機会の増大、振興会議の設置、施策の実施状況の公表
- 関係団体：中小企業への理解、振興施策の推進に協力
- 市民：中小企業への理解、振興施策の推進に協力



地域経済の活性化及び豊かで住みよいまちの実現

### (3) 所感

東大阪市では、中小企業、大企業、市、関係団体、市民が中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して中小企業の振興に取り組むことが必要不可欠であるとしている。

本市においても中小企業は都市経営上重要な存立基盤となっている。中小企業が成長・発展することによって雇用が創出され、地域社会が活性化し、市民生活も向上するなど好循環を生み出すことから、中小企業振興施策を実施していく必要があると感じた。



担当部署より説明を受ける



東大阪市役所前

以上のとおり、報告致します。

令和2年3月25日

経済建設常任委員会

委員長 丸山 保

副委員長 針谷 賢一

委員 野口 靖

冬木 一俊